

岩手県告示第59号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）の規定に基づき知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に用いる係数等を次のとおり定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 政令第9条第1項第2号イの医療費指数反映係数 1
- 2 政令第9条第1項第3号イ(1)の一般納付金所得係数 0.8545852012219
- 3 政令第9条第1項第4号の一般納付金基礎額調整係数 1.0346078780152
- 4 政令第9条第7項第2号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数 0.7
- 5 政令第10条第1項第2号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数 0.8428098251363
- 6 政令第10条第1項第3号の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 0.999999983438
- 7 政令第10条第5項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 0.7
- 8 政令第11条第1項第2号イ(1)の介護納付金納付金所得係数 0.8470245188024
- 9 政令第11条第1項第3号の介護納付金納付金基礎額調整係数 0.999999954058
- 10 政令第11条第5項第2号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数 0.7